

平成30年2月定例会（事前）
県土整備委員会資料（その7）
県土整備部

徳島県震災復興都市計画指針（案） 【概要版】

平成30年2月

徳島県 県土整備部 都市計画課

【目次】

第1章 徳島県震災復興都市計画指針の目的等

1-1 徳島県震災復興都市計画指針の目的

1-2 復興まちづくりの理念と方針

1-3 指針の対象とする範囲

1-4 指針が想定する災害の種類及び規模

1-5 指針の位置付け

第2章 事前準備（被災前に何をしておくか）

2-1 復興事前準備の必要性

2-1-1 復興事前準備とは

2-1-2 復興事前準備の必要性

2-1-3 復興事前準備の位置付け

2-1-4 復興事前準備の推進・定着

2-2 復興まちづくりの進め方

2-2-1 復興の評価視点

2-2-2 復興シナリオに影響する諸条件の整理

2-2-3 地域特性を活かした復興まちづくり

2-2-4 復興事業の特性

2-3 復興まちづくりを進める上での留意点

2-3-1 徳島県の市街地特性・社会特性

2-3-2 住民との合意形成を早期に図る仕組み

2-3-3 復興まちづくりの備え（人材育成、体制整備、情報管理）

2-4 平時における取組

2-4-1 大震災に備えたシームレスな体制づくり

2-4-2 「まちの復興を協創」する新たなネットワークづくり

2-4-3 復興まちづくり関連事業を迅速に着手するための事前の取組

2-4-4 徳島県における具体的な取組

2-4-5 復興まちづくりイメージトレーニング

2-4-6 バックキャスト方式による防災・減災対策の促進

2-4-7 復興関連計画の見直し（PDCAの実施）

2-5 徳島県における事前復興の取組事例

第3章 事後取組（被災後どうするか）

3-1 復興まちづくりの実現

3-2 震災復興都市計画の主な手順

3-3 被災後1週間以内

3-4 被災後2週間以内

3-5 被災後1か月以内

3-6 被災後2か月以内

3-7 被災後6か月以内

3-8 被災後6か月以降

3-9 県・市町村職員の行動手順

第1章 徳島県震災復興都市計画指針の目的等

1-1 徳島県震災復興都市計画指針の目的

本格的な人口減少・超高齢社会問題など、本県の都市を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、また一方で、切迫する「南海トラフの地震」や「中央構造線活断層地震」への備えなど、いかなる大規模地震にも対応できるよう、防災・減災対策が喫緊の課題となっている。

今後の都市づくりにおいては、都市機能や居住機能を都市の中心部等に集約化・誘導を図るとともに、交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び連携を強化する「地方創生拠点連携型」の都市づくりを目指すとともに、あらゆる自然災害から「安全・安心して暮らせる」都市づくりという視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点などから都市づくりに取り組むことが求められている。

東日本大震災においては、

- ・復興方針が定まらないことによる復興計画策定の遅れ
- ・復興事業や仮設住宅用地の確保が難航、住民との合意形成が進まないことによる復興事業の長期化
- ・自治体職員の知識、経験、人手不足による復興業務の着手の遅れ

などの課題がみられた。

そこで、これまで講じられてきた防災・減災対策と併せ、土地利用の規制緩和による安全な場所（高台等）への建物移転などの「事前復興」を加速するとともに、平時から被災後を想定して速やかな復興が実現されるよう検討し、準備しておく「復興事前準備」の取組が重要となる。

復興まちづくりに向け、「事前復興・復興事前準備」の取組を進めることは、被災後の円滑な復興に役立つだけでなく、人口減少・少子高齢化等の課題等も踏まえた「中・長期的なまちづくり」を検討する契機となる。このため、単に災害対応の観点だけでなく、「平時におけるまちづくりの一環」として位置付けることが重要となる。

今回策定する「徳島県震災復興都市計画指針（以下「指針」という）」は、都市計画区域内における都市の迅速な復興のため、「復興に資する事前準備」として、平時より取り組んでおくべき事項をとりまとめるとともに、被災直後から復興都市計画策定までの流れや留意点等を整理したものである。

復興まちづくりに携わる実務担当者は、本指針により復興適応力を向上し、創造的復興を実現できるよう努められたい。

1-2 復興まちづくりの理念と方針

本県においては、『地方創生拠点連携型の都市づくり』『安全・安心して暮らせる都市づくり』を合わせて取り組むことにより、コンパクトでレジリエントな都市を創生することを「復興まちづくりの理念」とし、「平時のまちづくり」「復興まちづくり」のいずれにおいても、この理念を基に以下の方針により事前復興に取り組むこととする。

方針1 「バックキャスト方式」による未来を見据えた新たなまちづくり

効率的な都市経営を進めるため、立地適正化計画による都市機能の集約や居住誘導を行うとともに、地域公共交通により各拠点を交通ネットワークで結び、ICTを活用し、地域間を情報ネットワークで結ぶことで連携を強化し、持続可能なまちづくりを目指す。

また、バックキャスト方式により、理想とする未来像の実現に向け、復興方針や目標像を都市計画マスタープランへ位置付けるとともに、防災・減災対策を適宜見直し、取組を推進していく。

方針2 戦略的な土地利用による「都市空間リダンダンシー」の確保

応急仮設住宅用地の確保のため、平時は「公園等」として、発災時は「応急仮設住宅用地」として活用できるリバーシブルな公園整備を進めるとともに、土地利用の規制緩和による安全な地域（高台等）への建物移転など事前復興による新たな拠点の創出や、ストックマネジメントによる低未利用地の利用を促進するなど、戦略的な土地利用による都市空間リダンダンシー（施設の多重化や災害時利用可能な余剰地）の確保を目指す。

方針3 「まちの復興を協創」する新たなネットワークづくり

大学や建築士会等の有識者・専門家と「復興支援連携協定」を締結し、住民と行政をつなぐ調整役として、復興体制の強化を図るとともに、住民・専門家・行政が連携し、復興まちづくり案を事前に検討・作成するなど、まちの復興を協創する新たなネットワークを構築することを目指す。

方針4 被災後、速やかに復興業務に着手できる「シームレスな体制」づくり

復興まちづくりイメージトレーニングを、津波や活断層地震などによるあらゆる被害を想定して実施し、復興課題を把握するとともに、「平時のまちづくり」と「復興まちづくり」をシームレスに行える人材（復興まちづくりコーディネーター）を各自治体に育成し、速やかに復興業務に着手できる仕組み・体制づくりを目指す。

1-3 指針の対象とする範囲

復興まちづくりは、主に「都市の復興」、「生活の復興」及び「住宅の復興」並びに「産業の復興」により構成されるが、このうち、都市基盤や土地利用などの都市計画に関わる「都市の復興」は、生活、住宅及び産業などの復興の根幹となるため、被災住民との連携や調整等の手続が重要となる。

本指針は、この「都市の復興」を対象とするものである。

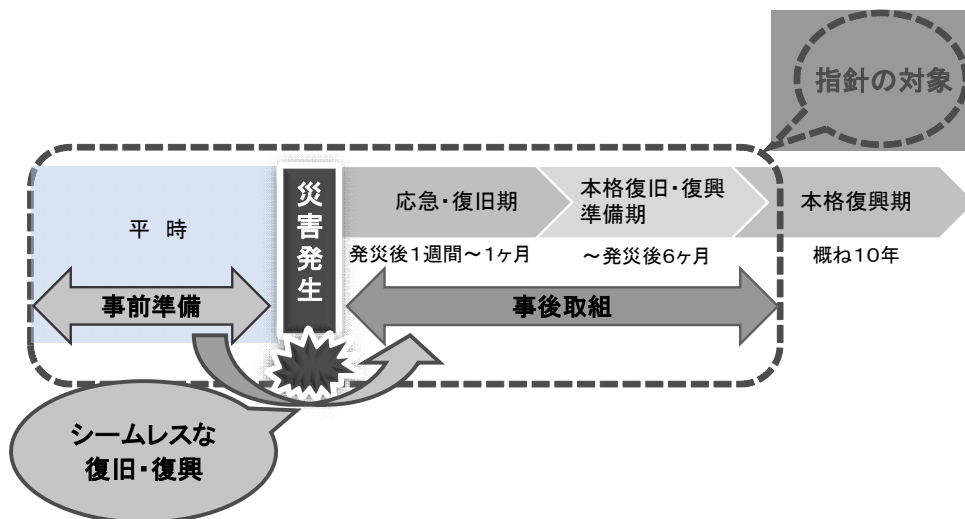


図 1-1 指針の対象とする範囲

1-4 指針が想定する災害の種類及び規模

対象とする災害は、徳島県において発生が懸念される「南海トラフ地震」及び「中央構造線活断層地震」によるものとする。被害の規模については、最大クラスの被害想定では甚大な被害が発生するとされているが、「災害には上限がない」ことを前提とし、本指針は、いかなる大規模地震にも対応できるように事前準備を進めることとする。

1-5 指針の位置付け

本指針は、平成29年10月に「徳島県地域防災計画」の中に新たに位置付けられた「復興事前準備の取組」として、都市の復興を迅速かつ円滑に進めるため、策定するものである。

本指針で記載する対策については、都市計画決定を含め、多くは市町村で実施されるものであるため、対象とする被災地域の想定等、地域の実情に即した対応等については、必要に応じて市町村において検討するものとする。

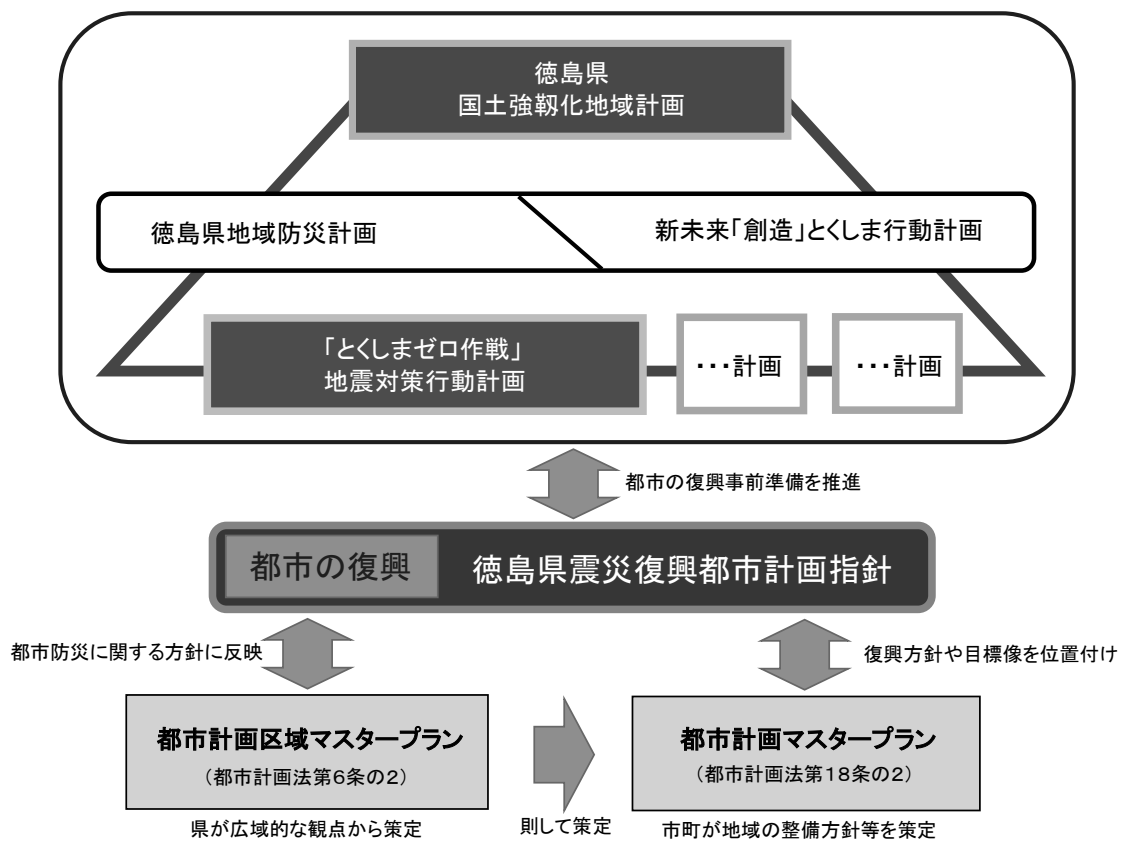


図 1 - 2 指針の位置付け

第2章 事前準備（被災前に何をしておくか）

大規模災害が発生した際には、都市の復興に向けた取組を直ちに開始しなければならない。また、被災直後から各段階においてやるべき業務が多く、平時の事務作業量を著しく超えた作業が発生することが見込まれる。そのため、被災後の混乱下で、時間をかけた調整・検討は困難である。

その中で、迅速かつ円滑に都市の復興を進めるため、平時における「事前復興の準備」いわゆる「復興事前準備」を進めておくことが必要である。

2-1 復興事前準備の必要性

2-1-1 復興事前準備とは

国土交通省都市局都市安全課が作成した「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き（平成29年4月）」を参考に、「事前復興」と「復興事前準備」の取組について整理すると、以下のとおりとなる。

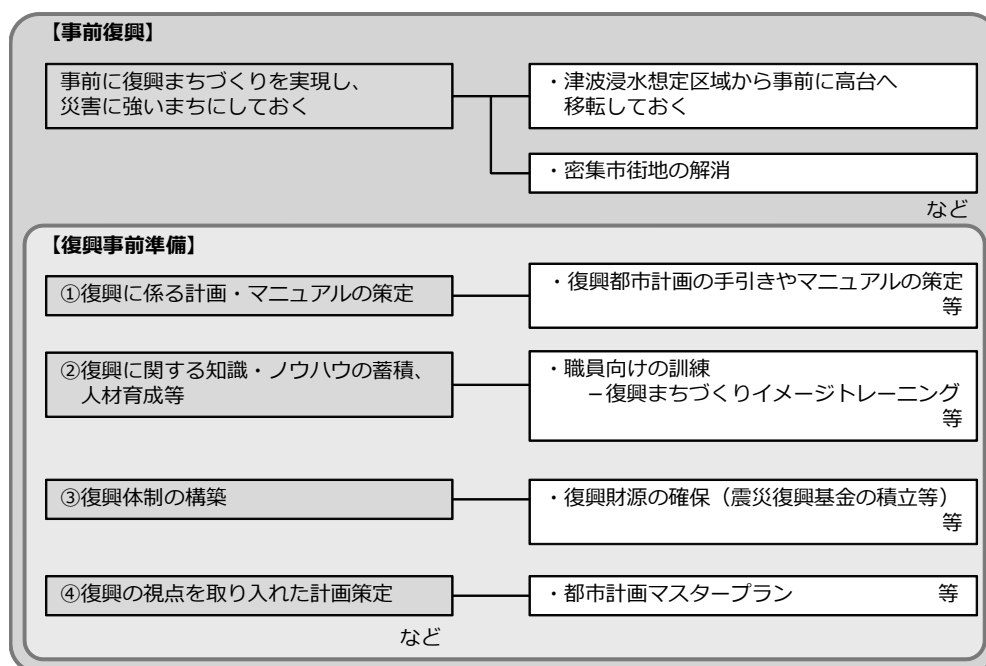


図2-1 事前復興と復興事前準備の取組例

（国土交通省「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」を参考に整理）

2-1-2 復興事前準備の必要性

東日本大震災以前は、地震等の災害が発生しても、被害を受けないようにするという「防災」の考え方のもと、主に施設整備（ハード対策）が進められてきた。

しかし、東日本大震災では甚大な被害が発生し、防災対策のみで被害を完全に防ぐことは困難であると認識された。そのため、一定の被害を前提としつつ、災害時にその被害を軽減していくという「減災」の考えのもと、ハード対策のみにとどまらない総合的な対策が進められている。

一方、「防災・減災対策」により災害に強いまちへ転換するまでには、長期間を要するとともに、復興時には多額の費用を要することから、事前に準備を行い、復興を迅速かつ円滑に行うための取組も必要である。

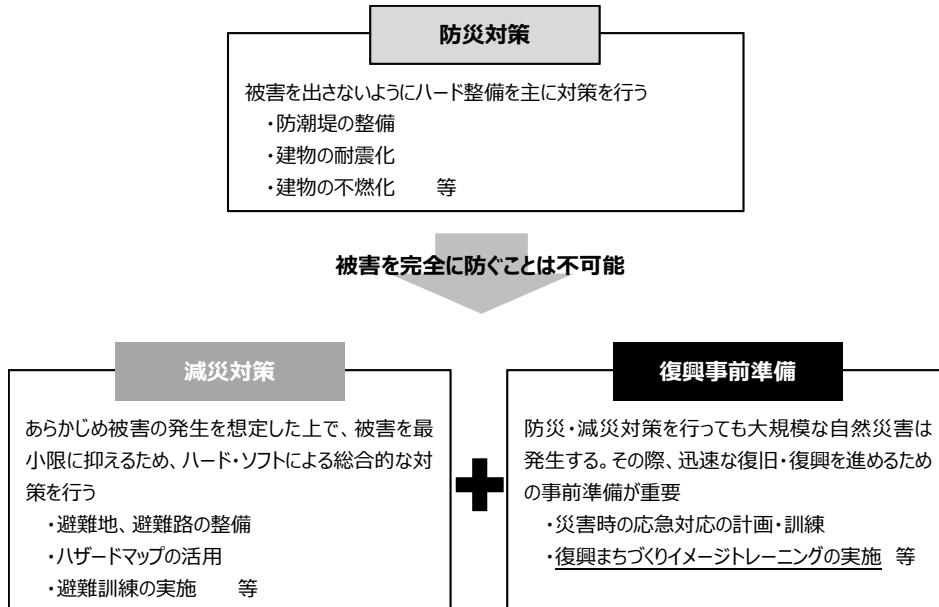


図 2 - 2 復興事前準備の必要性

(出典：国土交通省「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」)

2 - 1 - 3 復興事前準備の位置付け

国及び県における復興事前準備の位置付けについて以下のとおり示す。市町村においても地域防災計画等に位置付けて、取組を進めていく必要がある。

- (1) (国) 防災基本計画
- (2) (国) 国土交通省防災業務計画への位置付け
- (3) (国) 国土強靱化アクションプラン2017への位置付け
- (4) (県) 徳島県地域防災計画への位置付け

徳島県地域防災計画

共通対策編 第4編 災害復旧・復興

第5節 計画的復興

第2 内容 5 事前復興準備の取組

○被災後に早期かつ的確に市街地復興計画が策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの事前復興準備に取り組む

2-1-4 復興事前準備の推進・定着

復興事前準備の取組を実施している地方公共団体は全国でもごくわずかであり、本県においても取組があまり進んでいないのが現状である。

そのため、県と市町村が連携し、各市町村での復興事前準備への理解や取組状況に応じて、段階的にレベルを引き上げる「ステップアップ」方式により、復興まちづくりへの適応力を向上させていくこととする。

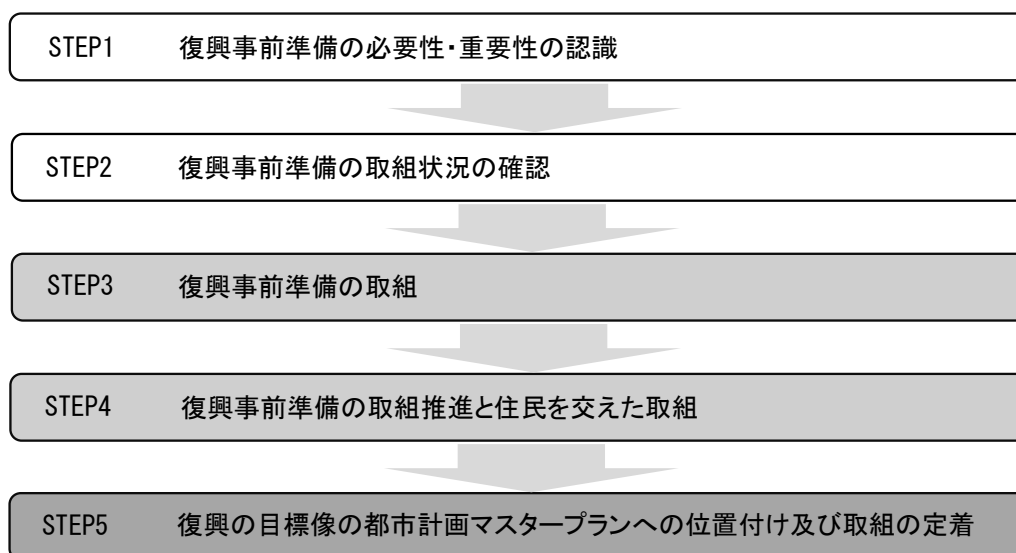


図 2-3 復興事前準備のステップアップ

2-2 復興まちづくりの進め方

2-2-1 復興の評価視点

復興まちづくりの考え方は、それに携わる人の立場や視点による違いが大きく、現段階では復興の可否を測る基準が示されているわけではない。そこで、復興まちづくりを検討する際には、「生活再建と市街地復興」、「地域特性の反映」等の視点を考慮する必要がある。

2-2-2 復興シナリオに影響する諸条件の整理

各市町村の市街地特性は、面的に広がる市街地、街道沿いに形成された市街地、農村、漁村集落、中山間部の集落まで多種多様である。そのため、それぞれの地域に応じた復興シナリオとする必要がある。

また、復興シナリオの検討を進める上では、被災の原因を検証し、検証結果を踏まえ、復興のあり方を検討していくことが重要である。

2-2-3 地域特性を活かした復興まちづくり

復興まちづくりでは、当該地区における都市の歴史や文化、自然環境、住宅地、商業地等の地域特性や人口・産業等の集積状況を踏まえた将来における土地利用のあり方等を勘案するとともに、平時のまちづくり計画（都市計画マスタープラン等）を基本とし、被災状況や住民意見等を踏まえて、復興まちづくり計画の策定を行う必要がある。

復興まちづくりの実現においては、都市機能の集約・居住誘導にあたり、地域特性を活かしたものとし、コンパクトでレジリエントな都市の創生に努めるとともに、地区計画や建築協定、景観計画等の活用について、平時より検討しておくことが重要である。

2-2-4 復興事業の特性

復興事業は、平時にはあまり実施されることのない事業であり、種類も多く、その内容も特殊な基金事業などが重複して実施されるケースが多い。

そのため、過去の復興事例の研究、マニュアル等の整備、復興事業に精通した職員の養成が必要となる。

2-3 復興まちづくりを進める上での留意点

2-3-1 徳島県の市街地特性・社会特性

市街地特性や社会特性を十分に理解することは、現状の課題把握・分析、課題解消に向けての検討など、復興まちづくりを考える上で、重要なポイントとなる。

2-3-2 住民との合意形成を早期に図る仕組み

被災後に復興まちづくり計画を策定する際、「できるだけ早く計画をつくる」、「合意形成のとれた的確な計画とする」ということが重要となる。しかしながら、被災後の混乱という特殊状況の中で復興まちづくり計画を策定することは、極めて困難である。

このため、市町村担当者は、この両者のバランスを取った適切な対応をとり、復興まちづくり計画を策定する必要がある、被災前の平時において復興に対する事前準備を自治体内部で進めておくことが重要である。

2-3-3 復興まちづくりの備え（人材育成、体制整備、情報管理）

市町村は、以下の項目について適切な内容を定め、「災害は必ずやってくる」ものと意識して、着実に準備を進めておくものとする。

県は、市町村が行う取組の支援を行う。

表 2-1 行政の備え

人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定の能力育成 <ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりイメージトレーニングの実施 ・徳島県震災復興都市計画指針の周知徹底 ・震災復興都市計画手続の図上訓練の実施 ○復興事業を習熟した職員の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会や勉強会を開催し、復興事業に精通した職員を養成
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○都市復興体制の事前検討 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画や業務継続計画における都市復興業務の位置付け ・学識経験者等との協力体制の構築 ○受援体制の事前検討 <ul style="list-style-type: none"> ・受援計画の策定
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集方法の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・収集時期に応じた報告様式や情報収集活動における重点事項等の整理 ○都市計画をはじめとした基礎資料の保管、バックアップ整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地区単位での年齢別人口や構成別世帯数の経年変化の管理 ・公共施設台帳の継続的な管理

2-4 平時における取組

2-4-1 大震災に備えたシームレスな体制づくり

被災後、速やかに復興業務に着手できるよう、平時よりシームレスな体制づくりを行っておくことが必要である。

（1）都市復興に必要となるデータ・基礎情報の収集・整理

建物被害調査や復興まちづくり計画の検討に必要なとされる都市計画基礎調査のデータや図面（建物用途別現況調査の図面、都市計画図、道路現況図、各種インフラの台帳、土地区画整理事業等による市街地の整備状況や計画等）、住宅地図、関係法令や補助制度に関する図書等を整理しておくことが重要である。

(2) 都市復興体制の整備

被災後早期に、復興まちづくりに関する検討を開始できるよう、都市、住宅、産業等の各分野別の復興をとりまとめ、総合的な復興計画を企画し、調整するための庁内体制について、事前に構築しておくことが重要である。

また、派遣職員等による応援を受けることを想定し、受援計画を策定するなどの準備をしておくことが必要である。

(3) 復興まちづくりのための人材育成

震災発生後、市町村職員は経験したことのない膨大な震災関連業務に携わることとなる。このような中、復興まちづくりを迅速かつ円滑に進めていくためには、平時より「復興まちづくりイメージトレーニング」や、「震災復興都市計画の手の図上訓練」など実施するとともに、講習会や勉強会を開催し、職員の適応力向上を図る必要がある。

また、育成した者等を復興まちづくりを担う人材としてデータベース化しておくことが望ましい。

2-4-2 まちの復興を協創する新たなネットワークづくり

(1) 大学や建築士会等との協力体制構築

復興まちづくりの検討を行うためには、住民と行政をつなぐ調整役として大学や建築士会等の有識者や専門家との連携体制を構築しておくことが必要となる。

そのため、市町村は、大学や建築士会等と「復興支援連携協定」を締結し、復興体制の強化を図るとともに、被災後だけでなく平時のまちづくりにも活用できるよう協力体制を構築し、まちの復興を協創する新たなネットワークづくりをしておくことが望ましい。

(2) 住民や専門家を交えた復興まちづくり案の事前作成

市町村は、まちの復興を協創する新たなネットワークを活用し、復興まちづくりコーディネーターを中心に関係部局と連携し、住民参加型の「まち歩き」や「地域協働ワークショップ」等を実施する。これにより、被災前から住民・専門家・行政が連携し、地域の課題抽出、課題の改善方策等について話し合っておくことや、復興まちづくり案を事前に検討・作成することで、復興まちづくりへの一定の合意形成が促進される。

(3) 復興方針や目標像の都市計画マスタープランへの位置付け

復興事前準備を確実に、かつ継続的に進めるためには、復興方針や目標像を都市計画マスタープランへ位置付けることが重要となる。都市計画マスタープランに位置付ける場合には、地域防災計画等との整合を図る必要がある。

2-4-3 復興まちづくり関連事業を迅速に着手するための事前の取組

(1) 建築制限区域指定の事前検討

大規模災害発生時には、広範囲で建物被害が発生することや、被災現況調査が遅れることも想定され、建築制限を行うべき区域を正確に判断することが困難となる可能性がある。

そのため、市町村は建築制限区域指定の必要性や、建築制限区域指定を行う場合の指定並びに指定解除の考え方・具体的な手続等について、特定行政庁と事前協議を行っておくことが望ましい。

(2) 復興事業に適した柔軟な発注・契約手法の事前準備

事前に調査・設計委託費の調達方法や仕様書（案）の作成、発注方法（競争入札方式、プロポーザル方式、随意契約等）について検討しておく。

また、早期着手・完了、コスト縮減、透明性・公正性の確保、地元企業活用、安全・品質の確保などの諸課題に対応できるよう、東日本大震災で導入された「復興CM方式（コストプラスフィー契約・オープnbック方式等）」を参考に、入札契約方式を事前に検討しておくことが望ましい。

(3) 地籍調査や土地の権利調査の実施

復興まちづくり計画に関する地権者の意向調査・合意形成や、復興まちづくり事業計画検討において、被災地区や移転先候補地の地権者情報（氏名・所在地）や土地境界・面積が必須情報となる。

これらの情報精査には時間を要するため、平時において被災想定地区の地籍調査や土地の権利調査を優先的に実施していくことが必要である。

(4) 復興まちづくり利用適地の抽出

復興まちづくり全体を通じて、発災直後から必要となる災害廃棄物の仮置場や応急仮設住宅建設用地だけでなく、災害復興公営住宅整備用地、防災集団移転促進事業による移転先団地用地など、まとまった用地の整備・確保が必要となる。

このため、被害想定を踏まえつつ、バックキャストの視点に立ち、復興まちづくりの各段階における利用目的に合わせた用地の適地選定の考え方を検討しておくことが望ましい。さらに、適地選定の絞り込みが出来た段階においては、対象用地の活用、あるいは取得が可能か調査を実施の上、地権者との協議・交渉を行っておくことが望ましい。

(5) 災害時における石綿飛散防止体制の整備

災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平時から建築物等における石綿使用状況の情報（又は石綿を使用している可能性のある建築物等の情報）について、所管部署と連携して整理し、情報共有するとともに、災害時の石綿飛散防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、災害時の石綿飛散防止対策に係る実施事項、対応部署等を地域防災計画やマニュアル等に定めておくことが望ましい。

(6) 応急仮設住宅の早期提供の検討

応急仮設住宅を被災市町村の各地域に早急に設けることにより、人口流出を防ぐだけでなく、復興まちづくりにおける人口フレームの検討や再建意向の把握に有効である。

このため、平時より応急仮設住宅を早急に供給できる仕組みを検討しておくことが重要である。さらには、建築士や施工業者等と連携し、供給における体制を構築しておくことも有効であると考えられる。

(7) 住民の体制づくり

「復興事前準備」に対する住民の理解は十分ではなく、具体的な取組がされているところは少ない。そのため、「復興事前準備」の重要性について住民への周知・啓発を図り、自治体による取組を後押しするため、シンポジウム等を開催することが望ましい。

また、平時より、自治会等の活性化やまちづくり組織の設立・運営等により、地域コミュニティの形成を図りながら、住民主体のまちづくり活動を推進することも必要である。

さらに、まちづくり勉強会の開催等により、まちづくりの必要性・知識の蓄積を図る。なお、行政に支援策がある場合は、活用も検討する。

2-4-4 徳島県における具体的な取組

(1) 被災概況の早期把握のため「総合危険度判定制度」を創設

初動期における被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に行うため、判定実施におけるマニュアル等の整備を図るとともに、応急危険度判定を効率的に実施するため、「総合危険度判定制度」を創設し、建物と宅地被害の両方の判定資格を有する者を「総合危険度判定士」として育成する。

さらに、広域的な危険度判定の受援を受ける場合には、応援判定士により危険度判定が実施されることから、それらを調整する「総合判定コーディネーター」を育成しておく。

総合危険度判定制度	
総合危険度判定士	
被災建築物応急危険度判定士と被災宅地危険度判定士の両方で認定・登録された者を総合判定士として登録	
<役割>	
・初動要員として、宅地・建物の同時判定を行う	
総合判定コーディネーター	
総合危険度判定士のうち育成講習会を受講したものを総合判定コーディネーターとして登録	
<役割>	
・判定の実施に係る判定士の指導監督、判定結果の集計、判定実施本部長への報告	
・両判定間の調整、本部と判定士間の連絡調整	
・本部要員の確保できない市町村において、本部運営を支援	

(2) 応急仮設住宅用地の3モデルによる確保対策

徳島県で必要となる応急仮設住宅については、「南海トラフ巨大地震」では70,200戸、「中央構造線活断層地震」では35,300戸と想定されている。

これに対し、応急仮設住宅用地については、みなし仮設住宅を含めて約75,000戸を候補地としてリストアップしているが、用地面積が狭いことや津波浸水区域内に位置するなどの、建設の優先度が低い候補地が約70%を占めている。

このことから、平成28年11月に「応急仮設住宅の用地確保対策検討プロジェクトチーム」を設置し、バックキャストिंगの視点に立った応急仮設住宅用地の確保対策として次の3モデルをとりまとめた。

①「公共空地・流通備蓄モデル」
県有地のうち、未利用の普通財産や大規模な公共事業用地を、応急仮設住宅用地として活用できるよう、予め候補地を登録するとともに、仮設住宅の配置計画を策定しておく。
②「事前復興・広場公園モデル」
平時は「広場・公園」として利用し、発災時は「応急仮設住宅用地」として活用できるよう、予め応急仮設住宅の建設を想定したリバーシブルな公園づくりを行う。
③「候補地グレードアップモデル」
応急仮設住宅の建設資材搬入路が確保できないことや、津波浸水区域内にあるなど、建設の優先度が低い候補地について、アクセス道路の拡幅や、土地の嵩上げなど、優先度向上のための工事を実施する。

(3) 「循環型徳島モデル」による応急仮設住宅の迅速な供給

発災時には、輸送路の分断により、支援物資が届かず、仮設住宅が迅速に供給できない事態が想定され、「重層的」かつ「多様」な供給方法を整備する必要がある。

そこで、豊富な森林資源を有する本県の強みを活かした「循環型徳島モデル」を構築するため、

- ① 木造仮設住宅の建設に必要な県産材を迅速に供給するため、「備蓄する仕組み」のモデル構築
- ② 県産材を活用し、部材の再利用や恒久住宅への転用を考慮した「徳島ならではの」基本プラン・材料仕様・工法による「木造仮設住宅モデル」の作成

を行い、外部からの支援を待たずに応急仮設住宅を迅速に供給できる体制の構築を目指している。

(4) 都市計画区域マスタープランへの反映

都市計画区域マスタープランの変更において、土地利用の方針に、新たに「都市防災に関する方針」を追加している。

○徳島東部都市計画区域マスタープラン」の変更（平成29年度）

- ・災害の発生するおそれのある区域における安全な地域への居住誘導や新たな建物の立地制限
- ・中央構造線活断層地震など直下型地震による被害を最小限に抑えるため特定活断層の直上における特定施設の新築等の回避や、安全な地域への移転
- ・復興まちづくり計画を見据えた、応急仮設住宅の建設候補地の検討などの平時からの事前準備
- ・医療施設、社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設の災害リスクの低い地域への立地誘導

2-4-5 復興まちづくりイメージトレーニング

(1) 復興まちづくりイメージトレーニングの目的

復興期における課題の把握や、現行の体制・制度では対応できない課題に対し、解決に向けた政策検討を行い、被災後の復興期に対応できるような仕組みを準備することである。また、トレーニングの実施を通して、未来の復興まちづくり像を想像することにより、創造的復興へとつなげられるよう、行政職員等の復興まちづくりへの適応力を養い、被災後の復興を支える人材を育成することを目的とする。

(2) 復興まちづくりイメージトレーニングとは

（「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」より引用）

復興まちづくりイメージトレーニングは、ある地域を選び被災状況や被災世帯の状況を具体的に想定した上で、被災世帯ごとの「生活再建シナリオ」とまちづくりの観点からの「市街地復興シナリオ」の2つをそれぞれ作成した上で比較し、復興シナリオの実現可能性や問題点についてワークショップを中心とした手法により、検討するものである。

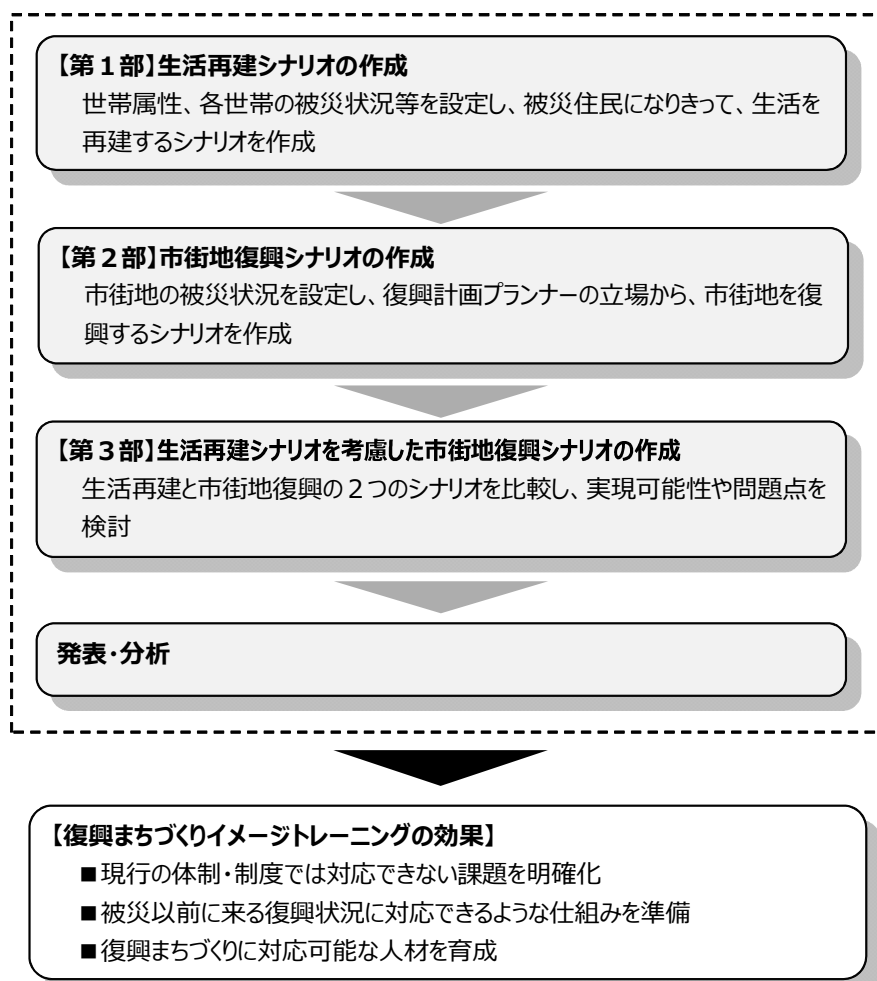


図2-4 復興まちづくりイメージトレーニングの流れと効果

(3) 復興まちづくりイメージトレーニングの実施

国土交通省では、復興まちづくりイメージトレーニングを全国展開する新たな取組を進めており、平成28年度には、その先行的な取組を行う5つのモデル地区の一つとして、都道府県では唯一、徳島県が選定され、平成28年度に小松島市を対象地区として試行的に実施した。さらに、平成29年度には、新たに公表した中央構造線活断層地震による被害を想定し、美馬市を対象地区として、県と美馬市が連携し実施した。



平成28年度実施状況



平成29年度実施成果

<徳島県における今後の取組・目標等>

これまで行ってきた復興まちづくりイメージトレーニングでは、南海トラフ地震による地震・津波被害や中央構造線活断層地震による地震被害の2モデルで実施した。今後は、対象地区や被害想定を変えながら継続的に実施し、徳島県の各市町村に普及・定着させ、復興を担う人材を育成する。

このため、復興まちづくりイメージトレーニングに参加した者等を新たに「復興まちづくりコーディネーター」として登録し、平時においては復興まちづくりイメージトレーニングの進行役となるファシリテーター等を担い、被災時には復興まちづくりを円滑に進めるために、地域住民と行政あるいは住民間の意見の調整を担う者として、平時のまちづくりと被災後の復興まちづくりをシームレスに行う人材を各自治体に育成することを目指す。

2-4-6 バックキャスティング方式による防災・減災対策の促進

復興まちづくりイメージトレーニングで描かれた復興シナリオ（未来のまちづくり）から「今」を振り返り（バックキャストし）、「現在のまちづくり」の具体的な「整備手法」や「事業優先度」などを決定する。

これにより、「新たな視点」に基づく現在の防災・減災対策の方向性のチェックや見直しを行い、災害に強いまちづくりを進めていく。

2-4-7 復興関連計画の見直し（PDCAの実施）

PDCAサイクルのマネジメント手法を用い、社会情勢の変化や復興まちづくりイメージトレーニングによって抽出された課題に対する対応策を、地域防災計画や事業継続計画等の復興に関連する計画に盛り込み、見直して行くことが重要である。

2-5 徳島県における事前復興の取組事例

美波町では、住民意向調査結果等を踏まえ、「美波町総合計画」や「美波町国土強靱化地域計画」、「美波町都市計画マスタープラン」、「美波ふるさと創造戦略」といった上位計画に公共施設等の高台移転等の検討が位置付けられ、実現に向け検討が進められている。

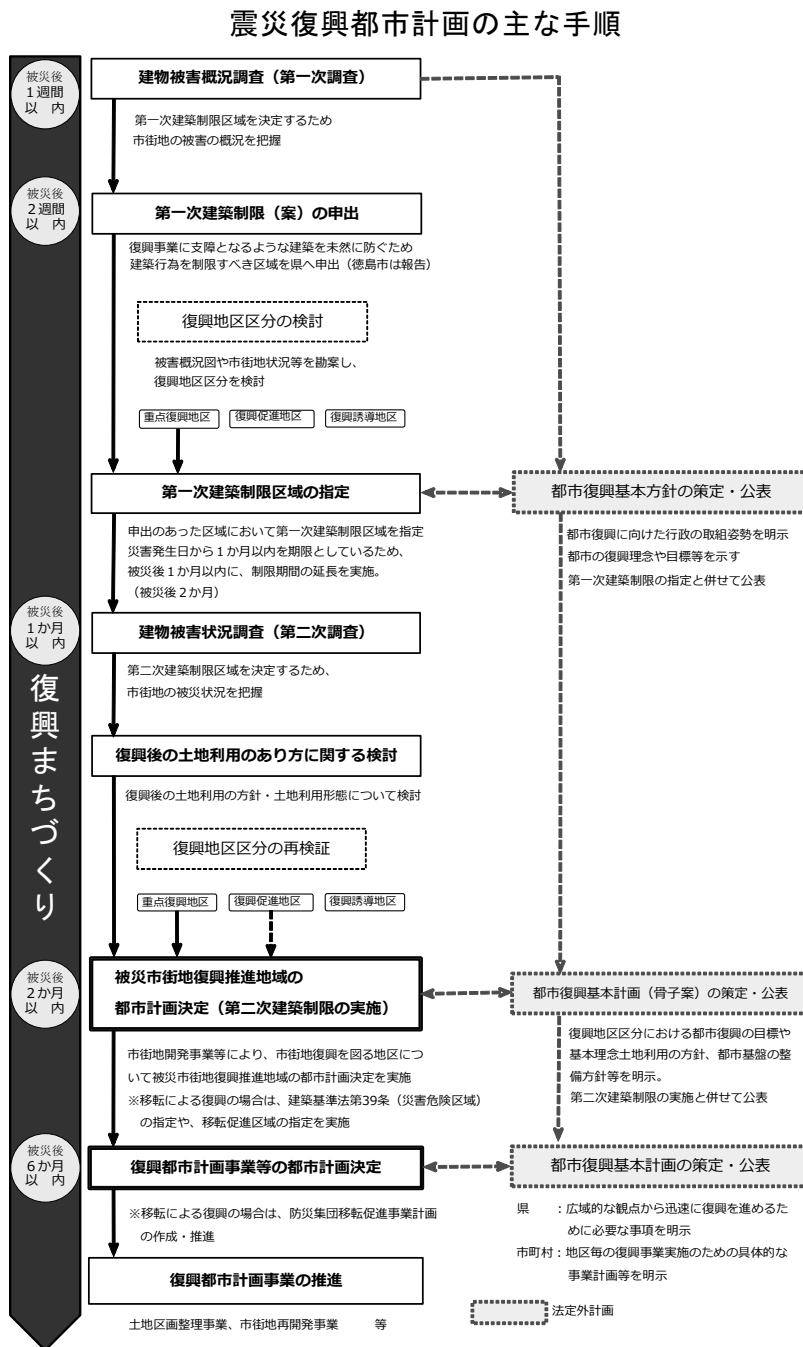
第3章 事後取組（被災後どうするか）

3-1 復興まちづくりの実現

「復興後の都市のあるべき姿」を実現するには、以降の行動プロセスに従って、被災状況を把握・分析し、重点的に復興を図るべき地区に対し、必要に応じて建築制限をかけ、復興事業を推進し、復興まちづくりを進める。

3-2 震災復興都市計画の主な手順

本章の主な内容は、行政が実施する震災復興都市計画の大まかな流れは次に示すように、都市の復興準備期のプロセス毎に時系列で構成している。



3-3 被災後1週間以内

面的な被害が発生し、市街地開発事業等により復興を図る地区では、復興に支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条に基づく建築制限（第一次建築制限）を実施する必要がある。

第一次建築制限を実施する場合、災害発生日から1か月以内に実施するため、被災後2週間以内を目処に制限区域の案を作成する必要がある。

このため、市町村は被災後1週間以内を目処に第一次建築制限の判断材料となる建物被害概況調査を実施する。

3-4 被災後2週間以内

市町村は建物被害概況調査（第一次調査）の結果等を参考に、必要に応じて第一次建築制限区域（案）を策定し特定行政庁（県及び徳島市の建築指導担当部局）に指定の申出を行う。

特定行政庁は市町村の申出により、被災後2週間以内に第一次建築制限区域の指定・告示を行う。それによる建築制限の期間は、発災から1か月間であるため、必要に応じて、期間延長（発災から2か月まで）の手続を行う。さらに、県・市町村は、都市復興に向けた行政の取組姿勢を明示するため、都市の復興理念や目標等、都市の復興の方向性を示した「都市復興基本方針」を策定する。

【都市復興基本方針に定める内容（案）】

- (1) 都市復興の理念
- (2) 都市復興の目標
- (3) 都市復興の方針（都市復興の取組）

3-5 被災後1か月以内

市町村は、復興地区区分の設定状況等を踏まえて、第一次建築制限について、期間延長や建築制限区域の見直しを行う。

また、被災後2か月以内に、都市復興基本計画の策定及び第二次建築制限の実施等を行うために、1か月以内を目処に被害状況を把握する建物被害状況調査（第二次調査）を実施し、第一次調査の建物被害概況図の更新を行う。

建物被害状況調査（第二次調査）の結果を基に、インフラ等の復旧・復興計画を踏まえた復興後の土地利用のあり方に関する検討を行うとともに、復興地区区分の再検証を行う。

3-6 被災後2か月以内

県及び市町村は、都市復興の骨格部分の考え方を示した「都市復興基本計画（骨子案）」を策定する。また、復興地区区分に応じて、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（第二次建築制限）、災害危険区域等の指定、建築制限の解除等の必要な手続を行う。

【都市復興基本計画（骨子案）に定める内容（案）】

- (1) 都市復興の理念
- (2) 都市復興の目標
- (3) 計画期間
- (4) 土地利用の方針
- (5) 都市基盤の整備方針
- (6) 被災市街地の整備方針

3-7 被災後6か月以内

被災後、概ね6か月までに、被災した住民等との合意形成を図りながら、「都市復興基本計画」を策定するとともに、復興地区区分に基づく各行動プロセスにより復興都市計画事業等を推進する。

【都市復興基本計画に定める内容（案）】

- (1) 都市復興の理念や目標
- (2) 土地利用の方針
- (3) 都市基盤の整備方針
- (4) 被災市街地の整備方針
- (5) 整備（都市計画決定等）の具体スケジュール 他

3-8 被災後6か月以降

東日本大震災では、工事着手後も住民や地権者の意向が変化し、事業計画の見直しを行っていることから、住民や地権者の意向については、きめ細かな情報提供や定期的な面談等を実施するなど関係権利者との調整が必要となる。

また、震災復興のための特例措置を活用するとともに、必要な財源の確保などについての関係機関と調整を図る。県は、必要に応じて、国に対し、法制度の整備や特例措置などについて提案することを検討する。

3-9 県・市町村職員の行動手順

大規模地震による発災時には職員の被災等により、都市計画担当者が業務を行える環境にない場合が想定される。そのような状況でも、円滑に震災復興都市計画の手続を進めて行くことができるよう、決定手続に必要な時系列に沿った具体的な行動手順を整備しておく必要がある。

この行動手順は、「業務継続計画」や「災害対応マニュアル」に位置付けておく必要がある。